

藤井寺市立生涯学習センターの観光拠点機能運営に関する
サウンディング型市場調査 実施要領

1 調査の趣旨

藤井寺市立生涯学習センター（以下、アイセル シュラ ホール）は、生涯学習機能や公民館機能を有する教育施設として平成6年7月に開館しました。市では、令和元年7月に古市古墳群の世界遺産登録を契機として、現状の教育施設としての位置づけのみならず、古市古墳群周遊ルート上のシンボリック施設として新たなにぎわいの創出につなげていくため、観光の拠点機能も担えるようリニューアルを行うことを目指した基本構想を取りまとめています。

この度、観光拠点機能としての役割を、より効果的・効率的に行う方策について、民間事業者の皆様からアイデアや参入意向または参入するうえでの課題やご意見などをお聴きし、事業実施に向けた検討の参考とするため、市場調査（サウンディング調査）を実施するものです。

2 対象施設の概要（現況）について

施設名称	藤井寺市立生涯学習センター（愛称：アイセル シュラ ホール）
開設年月	平成6年7月
住所	藤井寺市藤井寺3丁目1番20号
敷地・延床面積	敷地面積：5,413.00㎡ 延床面積：4,554.19㎡
開館時間	9時00分～21時30分
駐車場台数	21台（駐輪場及びシェアサイクルポート3台有り）
休館日	月曜日（祝日にあたるときは翌日）、年末年始
設置根拠	藤井寺市立生涯学習センター条例



○その他アイセル シュラ ホールの現況については市ホームページをご参照ください。

アイセル シュラ ホールについて

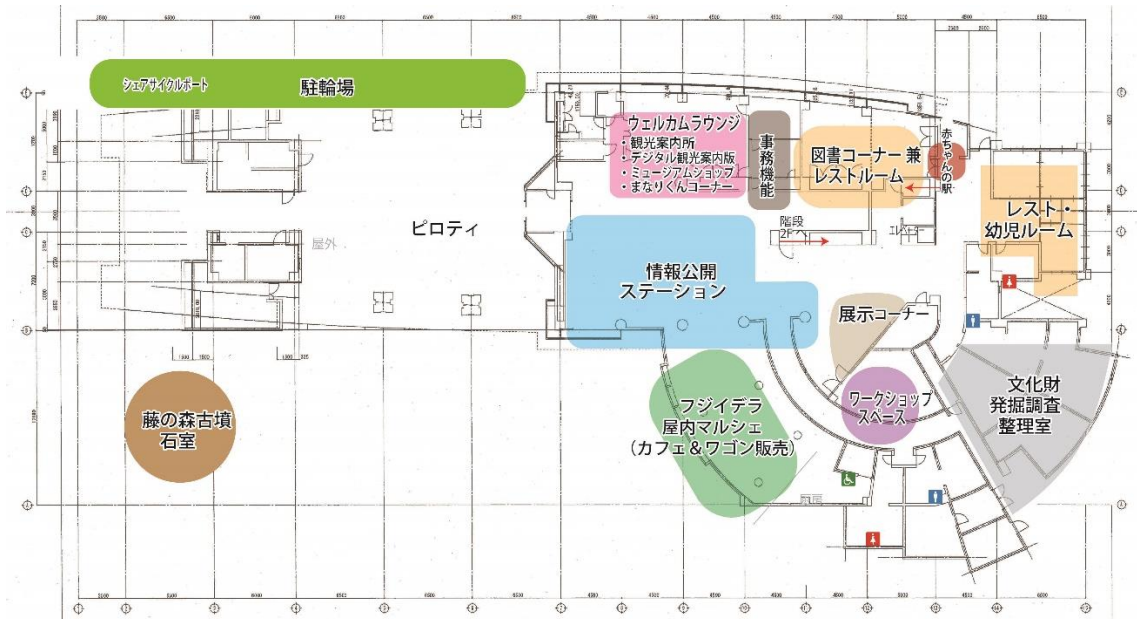
<https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/kyoikuiinkai/shogaigakushu/shisetsu/1387002023206.html>

3 アイセル シュラ ホールの観光拠点化に向けた考え方について

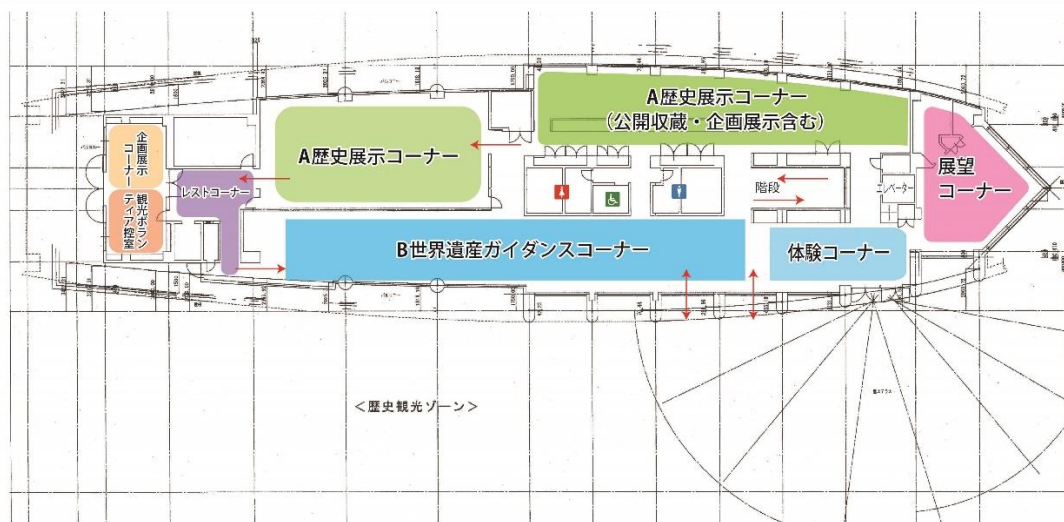
世界遺産である古市古墳群をはじめとする、藤井寺市の魅力を最大限に発信するための拠点として、訪れる人が楽しめる施設、そして市民にも引き続き愛され、来訪者との交流によりさらに発展的に利用されるシンボリックな施設を目指しています。

令和5年3月に取りまとめたアイセル シュラ ホール観光拠点化基本構想では、1階、2階のリニューアルに際して、以下のゾーニングを計画しています。（3階、4階は生涯学習のためのスペースとして引き続き活用されます。）

1階 ビジターセンター



2階 展示施設 古墳ミュージアム (仮称)



○その他アイセル シュラ ホールの観光拠点化基本構想については市ホームページをご参照ください。

アイセルシュラホール観光拠点化基本構想

<https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kankou/aicelsyurahallkankoukyotenka/15123.html>

3 サウンディング調査の実施方法

(1) 参加対象者

本事業への参画について関心を有する法人または法人のグループを対象とします。参加除外とさせていただきます場合の条件については、「5 参加にあたっての留意事項」をご参照ください。

(2) 日時・場所

令和5年12月15日(金)～12月22日(金)までの期間で日時の調整を行い、法人（またはグループ）ごとに非公開での直接対話を行います。

所要時間は30分～60分程度を予定しています。

実施場所は藤井寺市生涯学習センター内会議室を予定していますが、詳細は日時の決定と併せて通知させていただきます。

(3) 意見交換の内容

下記の内容について、可能な範囲でのご意見、ご提案をお聞かせください。

① 観光拠点施設としての効果的な運営方法について

船形埴輪と修羅をモチーフとした特徴的な外観及びリニューアルを予定している1階2階フロア、中庭を最大限に活用し、まちのにぎわいづくりや周遊の拠点施設として機能するために考えられる運営方法など（3階4階の貸館スペースを含めた運用など自由に提案いただいてもかまいません）

② 事業運営の形態について

参入意向の有無、市場性、委託や指定管理などの参入形態、または参入するうえでの課題やご意見など

③ 事業の収支計画や資金計画について

藤井寺市の予算措置を含めた提案や事業を実施した場合に見込まれる効果など

④ その他

事業全般についてのアイデア等、広くご意見やご提案をお伺いします。

4 参加の申込み

(1) 全体スケジュール

令和5年12月5日(火) 実施要領の公表

令和5年12月5日(火)～12月14日(木) 参加の申込受付

令和5年12月15日(金)～12月22日(金) サウンディング調査の実施

令和6年1月下旬(予定) 結果の概要公表

(2) 参加の申込受付

参加申込書（様式1）に所定の事項をご記入のうえ、本市担当宛に電子メールで送付ください。

令和5年12月15日(金)～12月22日(金)の期間で日程調整を行い、実施日時を決定した上で個別に通知させていただきます。

参加申込にあたって質疑がある場合は、文書（任意様式）にて本市担当宛に電子メールで送付ください。質疑の内容については、後日、個別に回答させていただきます。

(3) 意見交換の実施

意見交換に先立ち、事前調査票（様式2）にご意見・ご提案等の概要をご記入頂き、当日ご持参頂くか、事前に電子メールで送付ください。また、意見交換を行う上で参考となる資料の提出も可能とします。

なお、意見交換への参加人数は、1事業者または1グループあたり3名以内とさせていただきます。また、市側からは3名程度の出席を予定しています。

(4) お申込み・お問い合わせ先

藤井寺市 市民生活部 観光課（担当：松田、東野）

所 在：〒583-0024 藤井寺市藤井寺3丁目1番20号

E メール：kankou@city.fujiidera.lg.jp

電 話：072-952-7801(直通)

5 参加にあたっての留意事項

(1) 参加の取扱いなど

- ・今回のサウンディングへの参加実績は、今後の事業者公募における評価の対象とはなりませんので、ご了承ください。
- ・必要に応じて、追加での意見照会等をさせて頂く場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- ・参加申し込みが多数であった場合は、限られた期間の中で効率的に調査を行うため、業種等の条件により参加事業者を選出させて頂く場合がございます。

(2) 参加に係る費用負担

- ・サウンディングへの参加に要する費用は参加者側の負担とさせていただきます。

(3) 結果の取扱い

- ・サウンディングの実施結果については概要を整理した上で、各参加者に対し個別確認を行った後、市ホームページでの公表（参加者の企業名については非公表）を予定しています。

(4) 参加の除外条件

- ・次のいずれかに該当する場合は、参加者として認めないこととします。

ア 会社更生法(平成14 年法律第154 号)に基づく更生手続中又は民事再生法(平成11 年法律第225 号)に基づく再生手続き中の事業者

イ 藤井寺市暴力団排除条例（平成25 年藤井寺市条例第28 号）第2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者